

要 旨

本稿は、公文書等の管理に関する法律第2条第3項各号に定める国立公文書館等が、法第26条第1項に基づき内閣総理大臣に対して行う特定歴史公文書等の保存及び利用の状況報告について、国際標準化機構（International Organization for Standardization）による「国際アーカイブズ統計」の標準規格原案（ISO/DIS 24083）に掲げられた統計データを手がかりにして、独立行政法人国立公文書館を例に調査項目及び報告対象の改善案を検討し、提示することを目的とする。

特定歴史公文書等の保存及び利用の状況報告は、国立公文書館等全16施設への調査が行われた後に「公文書等の管理等の状況について」の名称の報告書として毎年度公表される。しかし、調査に当たって報告を求められる調査票、データ表及び事例票の項目には、公文書管理制度上、当該調査に依らずとも把握し得る事項や本来公表を前提とする事項が設定されている等、報告に係る業務が過大となる課題がある。

本稿が着目したISO/DIS 24083は、アーカイブズの使命達成における成功を示すことを目的として標準規格化の検討が行われている。ISO/DIS 24083には資料の保存、利用サービス及びアーカイブズ機関の組織管理等の状況把握に関する統計データの収集項目が設定されており、状況報告の調査項目及び報告対象と重なる点も多い。本稿は、ISO/DIS 24083の統計データを踏まえると、現行の調査項目及び集計対象には改善する余地が多いという問題意識の下、次の手順で改善に向けた検討を行う。

第一に、既存の調査項目等の内容を確認し、調査項目の重複状況等の観点から課題となる箇所を特定する。第二に、ISO/DIS 24083の統計データ及びその調査対象と照らし合わせ、数値の把握可否等の観点から課題箇所の改善案を検討する。第三に、課題箇所以外の調査項目等に対する見直し余地を確認するとともに、ISO/DIS 24083にのみに設定されている統計データを新規に導入する調査項目等と仮定し、それぞれを数値の把握可否等の観点から見直し、新規導入等の検討を行なった上で、最終的な全体の改善案を提示する。

以上により、調査項目数を現行の33項目から20項目まで削減できたほか、多くの報告様式を整理、集約することにより国立公文書館等の報告に係る業務の簡素化及び効率化の実現が見込まれる。また現在、未設定である研修効果の把握に係る調査項目等について、その設定の方向性を見出すことができたほか、電子公文書等の数量把握の視点を獲得できることが期待できる。